

平成18年度

# 特定非営利活動法人 **子どもの森**

## 総 会 資 料



環境問題を考える講演会



森づくりプログラム



しいたけこま打ち体験



植 樹



日 時：平成18年4月22日（土）18時～  
場 所：門川町中央公民館

# 総 会 次 第

1．開会のことば

2．議長選出

3．書記・議事録署名人任命

4．資格審査報告

5．報告事項

平成 17 年度活動経過報告について  
平成 17 年度収支決算報告について  
監査報告

6．議事

平成 18 年度活動計画（案）について  
平成 18 年度収支予算（案）について

7．定款改定

8．役員改正

9．書記解任

10．議長降壇

11．閉会のことば

総 会	日 時	場 所
設立総会	2003 年 7 月 12 日（土）13:00～	子どもの森事務所
第 2 回通常総会	2004 年 4 月 15 日（木）10:30～	子どもの森事務所
第 3 回臨時総会	2004 年 11 月 19 日（金）19:30～	クリエイティブセンター門川
第 4 回通常総会	2005 年 5 月 8 日（日）10:00～	門川町商工コミュニティセンター APIO

## はじめに

2005年は、台風14号によって山間部に降った大雨が引き起こした大きな災害がありました。河川上流から流されてきた杉を中心とした流木は、重機が入ることのできない海岸においては、今も片付けられずそのまま放置状態となっています。TRの五ヶ瀬川に架かる鉄橋の崩壊によりTR運行営業が断念となり、地域沿線の人々の足が奪われました。また、北方町等の地域では、河川堤防を越える増水で、床上浸水した家屋が多数あり、現在も仮設住宅等で不自由な生活している人たちが居ます。

宮崎県の森林の7割近くは杉で被われていますが、そのすべてが健全に保全されてはいません。また、地球温暖化の影響で台風による雨が、局地的に大雨になるとも言われています。森林が多くの広葉樹で被われて、杉の山が健全であって、地球温暖化がなければ、台風14号による災害は起きていなかったかもしれません。

森林の生い茂っている樹木からは、大量の落葉がでます。落葉からは腐葉土が作られます。腐葉土は、降った雨をしばらく山に貯水します。その貯水された水はゆっくりと地下に浸透して、それから河川に流れ出ていきます。つまり、大雨が降っても急に河川が氾濫しないように天然のダムの役目をしてきています。森林の環境破壊などで、このシステムが壊れることによって、山間部で降った大雨は、貯水されることなく河川に流れ出ます。そうすると下流の河川が洪水を起こすこととなります。森林環境の保全は、大雨による災害の抑制にも役立っていくはずで

す。

私たちは森林環境を中心とした活動を通して、環境のメカニズムがとても大切なことだと学びました。環境を守る取り組みは、行政や人任せではなく、自分たちで実践していく必要があると感じました。私たちのやれる事や地域は地球規模においては微小ですが、すこしでも良い環境を残すためには必要な事だと思います。このことは、次の世代を担っていく子どもたちへ、環境教育を通して伝えていかななくてはなりません。

## 平成17年度活動経過報告

### 1. 事業の成果

「つる取りとつる工作」「椎茸のコマ打ち」の自然体験交流事業ができた。  
「しいたけ栽培研究」の産業の調査・研究ができた。  
「森づくりプログラム」「環境問題を考える講演会」「植樹」の自然環境を理解してもらうための啓発活動ができた。  
Webページにより、活動の情報発信・啓発ができた。  
みやざき森づくりボランティア協議会の開催する活動や研修に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得できた。また、習得した知識・技能を活かした森林環境の保全活動が実施できた。

### 2. 事業内容（特定非営利活動に係る事業）

#### (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

##### つる取りとつる工作

実施日 平成17年12月4日  
参加人数 23人  
実施場所 西門川三ヶ瀬地区  
内 容 木の成長を阻害する蔓を取り除き、取り除いた蔓を利用して、籠等の工作をした。

##### 椎茸のコマ打ち

実施日 平成18年2月28日  
参加人数 小学4年生52人、先生3人、会員6人の計61人  
実施場所 門川町立五十鈴小学校  
内 容 総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし（農林水産業と環境）学習として、椎茸菌のコマ打ち体験をおこなった。コマ打ちをした原木は、椎茸の収穫までを小学校で管理して行く。

#### (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売 実施できなかった。

#### (3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業

##### しいたけ栽培研究

実施期間 平成17年4月～平成18年3月  
実施場所 西門川三ヶ瀬地区にある当法人のほだ場  
内 容 地元の特産品である椎茸を栽培することで、産業の調査・研究ができた。また、この研究を通して、小学校での町内の暮らしの学習体験である「椎茸菌のコマ打ち」を企画・実施ができた。

#### (4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集

##### 森づくりプログラム（どんぐり育成）

実施期間 平成17年10月22日  
参加人数 27人（子どもが中心）  
実施場所 西門川三ヶ瀬地区  
内 容 各参加者が雑木林でどんぐりを拾い、苗木育成セットを使って自宅でどんぐりを苗木へと育てる。育った苗木は、2年後に山に植樹する予定。また同時に、

雑木林とその近辺にある木の名前と森の治水の学習をした。

#### 環境問題を考える講演会

実施期間 平成 18 年 2 月 4 日  
参加人数 21 人（小学生から 60 歳を超えた方まで幅広い年齢層）  
実施場所 クリエイティブセンター門川  
内 容 講師に気象予報士の岩倉尚哉さんを招いて、地球温暖化と自然保護の講演を実施した。

#### 植樹

実施期間 平成 18 年 3 月 26 日  
参加人数 25 人  
実施場所 西門川三ヶ瀬地区  
内 容 地球温暖化防止と荒れた森林の保全を目的として、杉伐採地後の私有地に、四季の森づくり支援事業（国庫）から受けた 9 種類の広葉樹苗木を植樹した。

（5）子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催  
実施できなかった。

（6）活動の情報発信・啓発のための出版事業  
当法人のすべての活動等を、月平均 4 回の Web ページ更新にて情報発信した。  
前年度の活動を紹介するために、広報紙「子どもの森通信」を発行した。

（7）その他目的を達成するために必要な事業  
森林環境を保全（雑木林の整備）する活動を実施した。  
月 1 回の雑木林の整備  
チェーンソー実技研修（門川高校実習林にて 8 月 4 日）

みやざき森づくりボランティア協議会に加入し同協議会の開催する活動や研修に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得した。

全国野鳥保護の集い早朝探鳥ボランティア（5 月 15 日）  
みやざき悠久の森づくり県民が集う育林祭（11 月 15 日）  
森づくり研修（2 月 18 日）

### 3. 経過

日付	活動の種類	内 容	備考
5月8日	その他	定期総会	APIO
5月14日	他団体との協働	みやざき森づくりボランティア協議会総会	高千穂
5月15日	他団体との協働	全国野鳥保護の集い「早朝探鳥会」ボランティア	高千穂
5月21日	環境プログラム	バードウォッチング事前調査	五十鈴川河口
6月11日	環境プログラム	バードウォッチング	雨天のため中止
6月12日	しいたけ栽培	林道の草刈	04年本伏場付近
6月26日	しいたけ栽培	本伏せ	05年本伏場
	雑木林の整備	雑木林整備のための調査等	三ヶ瀬フィールド
7月24日	雑木林の整備	粉碎機を使って枝をチップ化	三ヶ瀬フィールド
7月31日	環境プログラム	森の自然工作	雨天のため中止
8月4日	研修	チェーンソーの使い方	門川高校で実習
9月15日	しいたけ栽培	台風による被害修復	05年本伏場
9月18日	しいたけ栽培	ほだ木移動	04年本伏場
9月25日	雑木林の整備	ベンチ作り	三ヶ瀬フィールド
10月15日	他団体との協働	みやざき悠久の森づくり「県民が集う育林祭」	西都市「向陵の丘」
10月22日	環境プログラム	森作り（ドングリ苗作り、治水の学習）	三ヶ瀬フィールド
10月23日	しいたけ栽培	収穫用ほだ場作り	04年ほだ場
	雑木林の整備	テーブル作り	三ヶ瀬フィールド
10月28日	その他	MRTラジオからの取材	11月10日放送
10月末～	しいたけ栽培	収穫	随時
11月2日	しいたけ栽培	立ち木切り	三ヶ瀬地区
11月6日	しいたけ栽培	原木購入者によるしいたけ狩り	04年ほだ場
11月15日	他団体との協働	みやざき悠久の森づくり県民が集う育林祭	西都市「向陵の丘」
11月26日	その他	わら草履作り	横山理事宅
12月4日	環境プログラム	つる取りとつる工作	04年ほだ場
12月23日	雑木林の整備	階段作り	三ヶ瀬フィールド
1月22日	雑木林の整備	歩道と階段作り	三ヶ瀬フィールド
2月4日	環境プログラム	環境問題を考える講演会	門川町カエティブセンター
2月18日	他団体との協働	みやざき森づくりボランティア協議会「森づくりの研修」	田野町宮大演習林
2月25日	雑木林の整備	丸太の橋とトイレづくり	三ヶ瀬フィールド
2月28日	環境プログラム	小学校での椎茸菌打ち	五十鈴小学校
3月4日	雑木林の整備	トイレづくり	三ヶ瀬フィールド
3月14日	雑木林の整備	薪づくり	三ヶ瀬フィールド
3月19日	環境プログラム	植樹の準備（駐車スペース、プレート準備、階段の設置）	三ヶ瀬フィールド
3月21日	環境プログラム	植樹の準備（添木設置、記念碑設置、棚田跡への階段）	三ヶ瀬フィールド
3月26日	環境プログラム	植林	三ヶ瀬フィールド
4月1日	雑木林の整備	残った苗木の植林	三ヶ瀬フィールド

椎茸本伏場・ほだ場は、月1回の定期点検を実施。

平成17年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
<b>収入の部</b>				
1 会費収入	75,000	75,000	0	@5,000×15人
2 事業収入				
産業・自然体験交流	10,000	5,000	5,000	椎茸ほだ木
各種教室	20,000	5,800	14,200	蔓あみ工作
3 助成金等収入	650,000	650,000	0	日本財団(450,000)、赤い羽根募金(200,000)
4 寄付金収入	80,000	62,755	17,245	環境問題を考える講演会参加者他
5 道具基金		10,000	10,000	森林整備用道具購入のために取り崩し
6 雑収入	1	24,901	24,900	損害保険返金、商品券、預金利息
<b>当期収入合計</b>	835,001	833,456	1,545	
<b>前期繰越収支差額</b>	69,690	69,690	0	
<b>収入合計</b>	904,691	903,146	1,545	
<b>支出の部</b>				
1 事業費				
自然環境調査研究費	10,000	4,000	6,000	ハートウォッチング事前調査
産業・自然体験交流	220,000	196,779	23,221	機材購入、小学校での椎茸栽培他
各種教室運営費	30,000	15,795	14,205	蔓あみ工作、環境問題を考える講演会
森林整備	520,000	479,751	40,249	機材・道具購入他
2 管理費				
通信費	10,000	8,365	1,635	郵便、ドメイン取得費
消耗備品費	10,000	8,751	1,249	北用紙、プリンタインク
旅費交通費	20,000	4,000	16,000	全国野鳥保護の集い、みやざき森づくりボランティア協議会
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	5,000	1,000	4,000	総会
研修費	20,000	14,870	5,130	みやざき森づくりボランティア協議会
損害保険料	20,700	9,200	11,500	H17.6.22～H18.6.22
租税公課	10,000	2,500	7,500	助成金申請・県事業報告用
雑費	10,000	4,610	5,390	振込手数料、リースPC送料他
3 予備費	15,991	0	15,991	
<b>当期支出合計</b>	904,691	752,621	152,070	
<b>当期収支差額</b>	69,690	80,835	150,525	
<b>次期繰越収支差額</b>	0	150,525	150,525	

収入の部 「道具基金」を追加しました。

平成17年度 特定非営利活動に係る貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
現金	149,522		
普通預金	1,003		
流動資産合計		150,525	
2 固定資産			
機械及び装置	253,050		
減価償却累計額	47,446	205,604	
固定資産合計		205,604	
資産合計			356,129
負債の部			
未払金	8,890		
負債合計			8,890
正味財産の部			
道具基金	0		
基本金	69,690		
当期正味財産増加額(減少額)	277,549		
正味財産合計			347,239
負債及び正味財産合計			356,129

平成17年度 特定非営利活動に係る財産目録

(平成18年3月31日現在)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
現金	現金手元有高	149,522	
普通預金	宮崎太陽銀行門川支店	1,003	
流動資産合計			150,525
2 固定資産			
機械及び装置	チッパーシュレッダー - (新ダ イ CSE50-W)	253,050	
減価償却累計額		47,446	205,604
固定資産合計			205,604
資産合計			356,129
負債の部			
未払金	赤い羽根助成金返金	8,890	
負債合計			8,890
正味財産			347,239

チッパーシュレッダーの減価償却について

・耐用年数：8年 ・償却方法：定率法 ・償却率：0.25 ・当該年度償却月数：9ヶ月



## 平成17年度 道具基金収支計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

科目	決算額	備考
<b>収入の部</b>		森林所有者(河野克輝様)より
当期収入合計	10,000	3/17 納入
前期繰越額	0	
<b>収入合計</b>	10,000	
<b>支出の部</b>		
ほうき、クマデ他	3,298	9/4 購入
ハンマー	924	12/17 購入
ハンマー大	3,020	1/21 購入
手鋏他(植樹用)3個	2,772	3/19 購入
取り崩し超過額	14	
当期支出合計	10,000	決算時に取り崩し
次期繰越額	0	
<b>支出合計</b>	10,000	

### 助成金で購入した機具



チップーシュレッダー(粉碎機)



チェーンソー



発電機



椎茸ドリル

## 監査報告書

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

### 1. 監査の方法の概要


監事は、可能な限り事業活動に参加することで、日頃から理事等の事業活動に取り組む姿勢や責任などを直接見聞きしてきました。そして、必要に応じて理事等から事業活動の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧しました。また、計算書類及び付属明細書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
- 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 収支計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示していると認めます。
- この法人の事業活動をより充実させるためには、会員増加の必要性があると思われます。
- 年度最初に、理事長の退会届が提出されていますが、速やかな新理事長の選出が必要であったと思われます。また、理事長の退会は、大変遺憾であります。

平成18年4月11日

特定非営利活動法人 子どもの森

監事 横山謙一 

平成18年度活動計画(案)

月	事業名	予定日	場所	備考
4	通常総会	H18.4.22(土)	門川町中央公民館	
5	森づくりボランティア協議会総会			
	雑木林の整備	H18.5.28(日)	三ヶ瀬フィールド	
6	バードウォッチング(午前中) 五十鈴川河口周辺清掃活動(午後)		文化センター周辺	講師 猪崎悦子氏
	三ヶ瀬林道草刈り作業	H18.6.18(日)	門川町西門川	要請があれば 実施
	しいたけ原木本伏せ作業		五十鈴小学校	
	雑木林の整備、育林	H18.6.25(日)	三ヶ瀬フィールド	
7	雑木林の整備	H18.7.23(日)	三ヶ瀬フィールド	
	デイキャンプ(&クラフトプログラム)		西門川三ヶ瀬	
8	雑木林の整備、育林	H18.8.27(日)	三ヶ瀬フィールド	
9	ほだ場作り(05年本伏せ分)	H18.9.17(日)	ほだ場	
	しいたけ原木天地返し		五十鈴小学校	
10	どんぐり拾い(苗づくり)		三ヶ瀬フィールド	
	雑木林の整備	H18.10.22(日)	三ヶ瀬フィールド	
11	しいたけ収穫		ほだ場	
	雑木林の整備	H18.11.26(日)	三ヶ瀬フィールド	
12	蔓工作	H18.12.3(日)	西門川	
1	雑木林の整備	H19.1.28(日)	三ヶ瀬フィールド	
2	環境プログラム 講演会		未定	
	しいたけ栽培体験		小学校に交渉	助成金が決定 した場合実行
3	雑木林の整備	H19.3.25(日)	三ヶ瀬フィールド	

森林整備事業(雑木林の整備)は、月の第4日曜日に予定(他行事によって変更あり)

作業時間約3時間(小雨決行)

「棚田復活プロジェクト」調査活動。

活動の情報発信のためにWebページの運営と広報紙の発行。

植樹する場所があれば、植樹を検討する。

椎茸本伏場・ほだ場は、定期点検を実施する。

他に「みやざき森づくりボランティア協議会」の活動があります。

平成18年度 特定非営利活動に係る収支予算書(案)

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
<b>収入の部</b>				
1 会費収入				
会員(正会員、特別会員)	87,000	75,000	12,000	@5,000×17人+@1,000×2人
賛助会員	20,000		20,000	@5,000×4人
2 事業収入	10,000	30,000	20,000	蔓工作、デイキャンプ
3 助成金収入	100,000	650,000	550,000	産業・自然体験交流のため
4 寄付金収入	5,000	80,000	75,000	
5 道具基金	10,000		10,000	森林整備用道具購入のため
6 雑収入	1	1	0	預金利息
<b>当期収入合計</b>	232,001	835,001	603,000	
<b>前期繰越収支差額</b>	150,525	69,690	80,835	
<b>収入合計</b>	382,526	904,691	522,165	
<b>支出の部</b>				
1 事業費				
自然環境調査研究	5,000	10,000	5,000	棚田復活調査他
産業・自然体験交流	120,000	220,000	100,000	機材購入、小学校での椎茸栽培他
環境プログラム	30,000	30,000	0	蔓あみ工作、デイキャンプ、講演会他
森林整備	30,000	520,000	490,000	道具購入他
2 管理費				
事務局手当	12,000		12,000	事務局借用
通信費	15,000	10,000	5,000	郵便、ドメイン取得費、有料掲示板費
消耗備品費	10,000	10,000	0	コピー用紙、プリンタインク
旅費交通費	10,000	20,000	10,000	みやざき森づくりボランティア協議会他
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	20,000	5,000	15,000	総会、理事会
研修費	20,000	20,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会他
損害保険料	12,000	20,700	8,700	H18.6.22～H19.6.22
租税公課	4,000	10,000	6,000	助成金申請・県事業報告用
雑費	5,000	10,000	5,000	振込手数料、椎茸発送費他
3 予備費	86,526	15,991	70,535	
<b>当期支出合計</b>	382,526	904,691	522,165	
<b>当期収支差額</b>	150,525	69,690	80,835	
<b>次期繰越収支差額</b>	0	0	0	

収入の部 事業収入の細目を削除しました。

支出の部 事務局手当を追加しました。

会費 正会員：5,000円 ただし、特別会員は、正会員の1/5。

賛助会員：5,000円

特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降等の正会員。総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有する。

~~定款改定(案)~~

改定前	改定後	理 由
第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末 8541 番地 4 に置く。	第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2 番 2 号に置く。	新理事長就任により、主たる事務所が移動するため。
第38条2 議事録には、議長のほか出席した議事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。	第38条2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。	定款の誤字訂正

~~役員改正(案)~~

役 職	氏 名	就任期間	報酬について
(代表) 理事長	横山 謙一	平成 18 年 4 月 22 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	報酬無
理 事	田中 公宜	同 上	報酬無
監 事	峯 眞理子	同 上	報酬無

補足資料 役員・顧問

現役員

役 職	氏 名	就任期間	報酬について
副理事長	後藤 純子	平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	報酬無
理 事	平田 真文	同 上	報酬無
	横山 純子	同 上	報酬無
	水永 恭市	同 上	報酬無

現顧問

日高 光宣	就任期間 平成 16 年 11 月 19 日 ~ 平成 18 年 11 月 18 日	宮崎産業経営大学経済学部助教授
-------	--	-----------------

補足資料 機具・道具・備品台帳

(平成18年3月31日現在)

機具・道具・備品	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等
機具	エンジンチェーンソー	マキタ ME333	1	32,695	05/06/18	日本財団
	エンジンチェーンソー	マキタ ME333	1	32,440	05/11/15	赤い羽根
	刈払機	マキタ MEM262	1	34,944	05/06/09	日本財団
	刈払機	マキタ MEM262L	1	35,404	05/06/09	日本財団
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	1	6,060	05/02/10	
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	2	28,400	05/11/15	赤い羽根
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	1	15,000	06/02/23	赤い羽根
	発電機	新ダイワ G2400-B	1	60,409	05/07/25	赤い羽根
道具	枝打ち梯子	ヒカ SWE302(3m)	1	17,745	05/06/29	日本財団
	造林鎌(100センチ)		3	14,400	05/06/18	日本財団
	造林鎌(70センチ)		4	11,600	05/06/18	日本財団
	中厚鎌(195)		1	1,253	05/06/18	日本財団
	中厚鎌(165)		2	2,898	05/06/18	日本財団
	腰鉋(6寸)		1	4,505	05/06/18	日本財団
	腰鉋(5寸)		1	4,106	05/06/18	日本財団
	鋸		2	5,524	05/06/18	日本財団
	畑鍬		1	3,413	05/06/18	日本財団
	十字鍬		1	3,990	05/06/18	日本財団
	高枝はさみ		1	6,500	05/06/18	日本財団
	剪定はさみ		1	2,580	05/06/18	日本財団
	刈込はさみ		1	2,142	05/06/18	日本財団
	手鍬		3	2,772	06/03/19	道具基金
	ハンマー大		1	3,020	06/01/21	道具基金
	ハンマー		1	924	05/12/07	道具基金
備品	ヘルメット	五心産業 GS-33	10	16,050	05/05/31	日本財団
	電工ドラム	畑屋製作所 CE-30C	1	4,723	05/07/25	赤い羽根
	刈払作業用すねあて		2	3,960	05/06/09	

357,457

補足資料 会員名簿(敬称は略します)

後藤 純子	門川町	中山 誠一(賛助)	横浜市	河上 末喜(賛助)	田野町
平田 真文	門川町	山内 清和	都農町	請関 哲美	門川町
横山 純子	門川町	濱田 秀生(賛助)	横浜市	金子 恭子	延岡市
水永 恭市	門川町	横山 信時	清武町	粟田 忠治	門川町
和泉 満義	門川町	椎屋 靖子	延岡市	南谷 裕子(賛助)	日向市
川口 登司	門川町	田中 公宜	延岡市	猪崎 悦子	宮崎市
横山 謙一	門川町	峯 眞理子	延岡市	請関久美子(特別)	門川町
金子 睦子	宮崎市	清田 亜希(特別)	延岡市		

定款  
特定非営利活動法人 子どもの森

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの森という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘2番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、またそのような活動を通じて、農業、漁業、林業など自然と一体となった地場産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会の発展に寄与する活動をする事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業
- (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売
- (3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業
- (4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集
- (5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催
- (6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法(平成10年法律第7号、以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所管庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)



第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨あらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 顧問の任期は第16条第1項の規定を準用する。

#### 第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における議決事項は、第24条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

#### (ア) 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人に事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### (イ) 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を

経、かつ所管庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定に関らず、法第24条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)に残余財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

## (ウ) 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## (エ) 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関らず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費 5,000円

2005年5月8日 一部改定

2006年4月22日 一部改定



事務局:宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2-2

TEL/FAX 050-3427-1102

<http://www.kodomonomori.info>

[office@kodomonomori.info](mailto:office@kodomonomori.info)